

## 公益財団法人かがわ産業支援財団における研究成果発表に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)の職員等が、財団の研究成果を国内外の出版物等(オンラインジャーナルを含む)に投稿、学会等における口頭・パネル発表等、その他の方法により発表するときに必要な事項について定める。

### (発表前に必要な確認)

第2条 職員等が研究成果を発表するときには、あらかじめ次の各号に定める事項の確認を行わなければならない。

- (1) 共同で発表する場合は、一名もしくは複数名の責任者を決め、また、共同研究者の責任分担を決めておくこと
  - (2) 発表する研究発表の内容を確認し、職員等が責任者である場合には、職員等は、すべての共同発表者が各々必要な範囲で研究成果の内容を確認したことを確認すること。
  - (3) 各々の責任分担の範囲で、発表する研究成果に使用された各種計測データ等について、のちに追跡可能な状態で保存されていることを確認すること。
  - (4) 研究成果を国内外の出版物に投稿することで発表する場合、当該出版物において定められている規定等を遵守することを確認すること。
  - (5) 発表する研究成果において、引用が適切に行われていることを確認すること。
  - (6) 研究成果の発表により、特許等の出願及び取得への障害その他、財団の利益が損なわれないように確認すること。
  - (7) 研究成果の発表についての契約や協定等により、相手の同意を要するものについては、その同意を得ていることを確認すること。
  - (8) 研究成果の発表により、その研究成果に寄与した第三者の権利を侵害する恐れのないことを確認すること。
  - (9) 研究成果の作成過程において、捏造・改ざん・登用を行っていないことを確認すること。
- 2 職員等は、前項に定めるそれぞれの確認を行ったことを、様式に記録しなければならない。
- 3 前項の記録は、当該研究成果を発表したのち、財団が原則として5年間保存すること。

### (承認申請)

第3条 職員等が研究成果を発表するときには、あらかじめ地域共同研究部長の承認を

得なければならない。

2 研究成果を発表する者が管理職の場合、事務局長の承認を得ることとする。

(承認)

第4条 前条第1項と第2項の承認を行う者(以下「承認者」)は、職員等が第2条第1項の事項を確認したこと及び発表原稿・その他資料を確認し、研究成果の発表の承認を行う。

2 承認者は、職員等が第2条第2項の事項の確認を行っていない場合には、承認を与えないものとする。この場合においては、承認者は、文書(電子メールを含む。)をもって、その旨を職員等へ通知する。

(発表後の届出)

第5条 職員等は、研究成果の発表を行った後、復命書及び発表資料(第2条第2項を含む。)を承認者に届出ることとする。

(その他の事項)

第6条 この規定に定めるもののほか、研究成果発表に必要な事項は、地域共同研究部長、研究管理部長、研究開発課長等が別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。